

第2回 都市自治体における法務人材に関する研究会 議事概要

日 時：2020年9月18日（金） 18：00～20：00（Web会議による開催）

出席者：大杉覚 座長（東京都立大学）、藤田由紀子 委員（学習院大学）

鈴木秀洋 委員（日本大学）、鈴木潔 委員（専修大学）、

平田彩子 委員（岡山大学）、岡本正 委員（銀座パートナーズ法律事務所）

（事務局：日本都市センター）石川研究室長、白田副室長、釘持研究員、黒石研究員

議事要旨

- 調査研究に関する議論

1. 調査研究に関する議論

- ・特に欧米などに比べると、日本では、専門性を持っている人に対する評価が低いと常々感じている。行政においても、職員の方が必要な専門性をきちんと身に付けること、そのための人材育成が行われること、そして、専門性を持っている人が適切に評価されることが重要であると考えている。
- ・イギリスの中央省庁では、財務省のもとにある部門が、省庁横断的に法曹有資格者を採用し、人事や研修等を一括して行っている。
- ・論点メモに関する前回研究会からの変更点は、論点1「都市自治体における法務とその担い手」への「担い手となる都市自治体職員をめぐる変化・課題」の追加、論点2「法務人材が担う業務の現状と今後の展望」における「法務人材に求められるスキル」の記述の見直し、論点3「法務人材の確保・育成等」への『“法律に強い”職員』の定義の追加、論点4「組織全体の法務能力の向上」への「法務担当課（法務人材）に対する市長の意識」「法務能力や法務人材についての人事部門の認識」の追加などがある。
- ・日本都市センターが1998～2000年度に設置した「自治体法務研究会」では、201自治体を対象に、「自治体の法務に関するアンケート調査」「自治体の法務組織体制等に関するアンケート調査」を実施した。法務体制や、法務研修体制、法務担当組織の業務、政策法務担当の有無などに関する設問が置かれていた。
- ・そのほか、鹿児島大学の宇那木教授による、法務部署の組織および外部法務人材に関する調査、日弁連による、弁護士を活用および法曹資格を持つ自治体職員に関する調査がある。
- ・本研究会では、来年の1月から2月にかけて、全国815市区を対象にアンケート調査を実施したいと考えている。回答を依頼する課は、法務担当課と人事課を想定している。
- ・調査項目は、20年前との比較分析を行うことも想定し、基本的には、以前実施した際のもの踏襲した。ただし、法曹有資格者等の活用に関する設問などを新たに加えている。

- ・非常勤職員として弁護士が自治体に関わる例も増えてきたため、その委嘱形態や勤務頻度などが分かるような設問にしたほうがよい。
- ・全国の都市自治体における実態の把握が、今回のアンケート調査の主目的だとしても、独立変数となりうる調査項目を入れておくと、仮説の検証もできる。
- ・法務人材の定義のうち、「スキルによる定義」に関する調査項目が欠けている。
- ・前回のアンケート調査後の変化として、行政不服審査法の改正による審理員制度の導入が挙げられる。審理員に弁護士を充てているのか、一般職員を充てているのか、もし職員ならどの部署なのかを聞いたらどうか。法務担当課出身の再任用職員を充てている自治体もある。また、弁明書を誰が執筆するのも重要である。
- ・行政不服審査法が改正されたことで、住民の側に立ってサポートをする部署と、原課の側に立ってサポートをする部署の 2 つの法務担当が必要になった。大規模自治体では、公平性を保つため、別のラインをつくるといった工夫がなされているが、小規模自治体では難しいかもしれない。法の建前は、両者をきちんと分けなければいけない。
- ・「政策法務」の内実はさまざまであり、なかには例規審査や裁判に耐えられないような政策立案も含まれる可能性がある。第 1 次分権改革から 20 年経って、「政策法務」が果たしてきた役割や限界などを改めて問い直す必要があるのではないかと。
- ・法務に関するスキルとしては、弁明書や裁判文書を書けるか、判決文を読めるか、庁内の法律相談に自分たちで回答できるか、といった点が考えられる。
- ・法務人材が法務担当組織ではなく、原課や教育委員会、議会事務局、公営企業に配置されている場合もある。こうした分散型の法務人材の配置について、20 年前と比較することも考えられる。
- ・法務担当組織に配属されている職員の出身学部が分かるような設問があるとよい。法務人材の育成にあたって、法学部卒業生がどの程度、重視されているかという点に関心がある。
- ・以前は司法浪人をしながら公務員になった人が、有力な法務人材となりえたが、法曹養成制度が変わり、そうした人材の供給が減少した可能性がある。また、採用試験で法律科目が撤廃され、法律に触れることなく、公務員になる場合も増えてきている。
- ・法学部出身者の採用状況や法曹養成制度改革の影響は、自治体の規模によって異なってくるかもしれない。従前も小規模自治体には、法学部卒業生や司法浪人が入ってくることは少なかった可能性がある。
- ・職員としての法曹有資格者や委託契約等で自治体に関わっている弁護士が、具体的にどのような政策分野に携わっているかが分かる設問があるとよい。
- ・「法曹有資格者等」のなかには、実務経験を有する弁護士や司法修習終了者だけでなく、司法試験合格者、法科大学院修了者も幅広く含まれている。採用にあたって、どの範囲を対象にするかは、自治体ごとに考え方が異なるだろう。
- ・自治体職員が法科大学院に派遣されて、司法試験や司法修習を経ずに、自治体に戻ってくる場合もある。この場合は、法曹資格をとることよりも、経験を積むのが目的である。

- ・訴訟代理人への選任や対外的な交渉にあたって、法曹資格を実際に持っている人を必要とする自治体もある。
- ・前回のアンケート調査では、政策法務研究グループの有無を問う設問があったが、今回も継続して問うかは検討中である。「政策法務」の概念が広がっているため、政策法務研究グループの活動内容も多岐にわたり、必ずしも今回の調査研究の趣旨に合わないものも含まれるおそれがある。
- ・法務担当職員とそのOBから構成される自主的な勉強会はあるが、こうした外部からのアンケート調査では、その存在が明らかにならない可能性がある。
- ・政令指定都市などの大規模自治体では、抱えている訴訟の件数が多いため、法務担当職員の主要な業務に、訴訟法務が挙げられる。しかし、多くの自治体の法務担当職員が共通して担う業務としては、例規審査と法律相談が中心だろう。この研究会における「法務」も、訴訟法務に限定せず、立法法務や執行法務も含めて考えていくほうがよい。
- ・日常的な契約でも、法務の観点からのチェックが必要である。
- ・コロナ禍で新たに法務のニーズが高まった政策分野があるかもしれない。

2. その他

- ・次回（第3回）研究会を11月4日（水）に開催し、アンケートやヒアリングの調査項目などについて意見交換を行う。

（文責：事務局）